

福祉イベント実施事業補助金 募集要項

募集期間

令和 6 年 6 月 3 日 (月) ~ 令和 7 年 1 月 31 日 (金)

令和 6 年度

生駒市

福祉政策課

1. 目的

福祉イベント実施事業補助金は、福祉事業所間や福祉事業所と他の実施団体での共催によるイベントを実施することにより、社会福祉法第106条の4第2項の重層的支援体制整備事業を推進する取組に対するものです。同イベントの実施により、多世代他分野の事業所間の顔の見える関係性を構築し相談支援体制を強化したり、地域課題を発見し地域資源の拡充や創出したりすることや、地域で同じ境遇をもつ参加者同士のつながりをつくる取組みを支援するとともに、事業所を地域に開かれた場所とし、地域住民が福祉を「自分ごと」として捉えられるように啓発するものです。

多様なパートナー同士の連携・協力により、複数の事業所にまたがる取組が「自律的に」発展することを目指し、対象となるイベントに「福祉イベント実施事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき補助金を交付するものです。

2. 重層的支援体制整備事業とは

困りごとを抱えていても現在の制度では支援を受けられない方や、複雑・複合的な問題を抱える方に対する包括的な支援体制づくりを行うため、相談支援体制や多機関での協働体制を整え、社会とのつながりをもてるように様々な活動への参加支援や地域づくりを行うイベントです。

また、困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない方々に対する支援を行うアウトリーチも併せて行います。

3. 補助金の対象となるイベント

生駒市内で実施され、多世代他分野の同一法人でない3者以上の近隣の福祉事業所（うち1者は福祉事業所を持たない民間企業又は個人事業主等でもよい）が連携して行うものであり、一般市民が自由に参加でき、事業所間や参加者間のつながりや事業所と地域とのつながりをもつことができるイベントとします。

4. 補助金の対象となる代表団体及び実施団体

イベント実施の代表となる団体を代表団体、その他の団体を実施団体とします。なお、代表団体は、生駒市福祉イベント実施事業補助金交付要綱第2条に定義されている福祉事業所とします。実施団体は、奈良県又は生駒市の指定や委託を受けている福祉事業所、会社、個人事

業主、市民活動団体、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、医療法人、その他これらに準ずる団体で市長が適当と認めるものとします。ただし、実施団体のうち1者以上は生駒市福祉イベント実施事業補助金交付要綱第2条に定義されている福祉事業所とします。

5. 補助金

交付要綱第6条の規定に基づき申請いただき、第11条の規定に基づき市で審査を行い、補助金の交付を決定します。

補助金は1つの対象イベントにつき、補助対象経費の3分の2に相当する額（千円未満は切捨て）とし、20万円を上限とします。

補助対象経費には、消費税及び地方消費税も含まれます。補助金の交付は同一年度内において、1事業者あたり1回限りとします。

申請内容を変更又は中止する場合は、変更・中止承認申請書（様式第7号）を提出し、承認を受けてください。

なお、計画された全ての対象イベントの完了の日から起算して30日以内、又はイベントの完了の日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第8号）と添付書類を提出してください。

◆対象となる経費

項目	内容
報償費	ボランティア、コーディネータ、外部講師等に係る謝金
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷、報告書等の印刷製本費
燃料費	対象イベントを行うために必要な車両のガソリン代等
消耗品費	文具、日用品、原材料費等
通信運搬費	はがき、切手代、郵送代、インターネット回線料
保険料	ボランティア保険、行事等保険料等
委託料	代表団体及び実施団体では実施が困難な事務（会場設営、機器運搬）等の委託費（イベントの全ての委託は対象外）
使用料・賃貸料	会場使用料、資機材賃貸料等
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

※代表団体及び実施団体の運営に係る経費、他の活動に係る経費等、補助対象活動の実施に直接関係しない経費など、直接関係のない経費に関しては対象外とみなす。

◆補助対象経費に関する注意事項

補助対象経費となるのは、「交付決定通知」があった日以降に行うイベントです。それ以前に支出した経費は補助対象外となります。

また、補助対象期間（各年度2月末日）を過ぎて支出した経費についても同様です。

6. 提案イベントの募集

1. 募集期間 令和6年6月3日(月)～令和7年1月31日(金)(必着)

2. 担当窓口 生駒市福祉部

福祉政策課 福祉政策係

〒630-0288

生駒市東新町8番 38 号

電話:0743-74-1111(内7222)

※募集要項等は、市HPからダウンロードが出来ますのでご利用下さい。

7. 申請内容の事前協議

応募する代表団体は、イベントの申請に先立ち、提案イベント及び対象経費等について、事前に福祉政策課への事前協議を行ってください。

ただし、事前協議における指摘事項の修正が、募集期間内に実施できるよう、前もって相談を受けてください。

◎協議の際の確認書類

- ・事業計画書(様式第2号)
- ・収支予算書(様式第3号)
- ・実施団体概要書(様式第4号)
- ・その他関係書類(事業内容が分かる企画書、チラシ、購入予定品の見積書など)

8. 必要な書類の提出

応募する代表団体は、募集期間内に、次の関係書類1部を福祉政策課へメール、持参又は郵送により提出してください。実施団体も様式第4号と実施団体の存在を確認できる書類は必須

です。代表団体を經由して提出してください。

※ただし、持参の場合は土・日・祝日を除く、受付時間は午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◎福祉イベント実施事業補助金交付申請書（様式第 1 号）

（添付書類）

- ・事業計画書（様式第 2 号）
- ・収支予算書（様式第 3 号）
- ・実施団体概要書（様式第 4 号）
- ・代表団体及び実施団体の存在を確認できる書類（定款、会則、規約、開業届、会員名簿等）
- ・その他関係書類（イベント内容が分かる企画書、チラシ、購入予定品の見積書など）

9. イベントの実施期限

イベントの実施期限は令和 7 年 2 月末日です。イベント採択されてから、令和 7 年 2 月末日までに完了するものとします。

10. イベントの審査方法

募集期間中に申請していただいたイベントについては、提出いただいた福祉イベント実施事業補助金交付申請書（様式第 1 号）の内容について、交付要綱及び採択基準に基づき、重層的支援体制整備事業を構成する 4 分野である地域包括ケア推進課長・こども政策課長、障がい福祉課長、生活支援課長の意見及び評価を基に事務局で候補イベントの審査を行い、交付の可否を決定いたします。

※予算額を超える申請があった場合、予算額の範囲内で採択するイベントを決定します。

11. イベントの審査基準

◆前提要件

1. 市域の重層的支援体制整備事業推進に資するイベントであること。
2. 相談支援を行う事業者による相談支援ができる体制を整えていること。
（相談支援を行う事業者とは、生駒市社会福祉協議会、地域包括支援センター、指定特定相談支援事業者、指定居宅介護支援事業者等を指します。）
3. 生駒市内で実施され、事業所間や参加者間や地域とのつながりをもつことができるイベ

ントであること。

4. 事業者が対象としている者が、高齢・障がい・子ども・生活困窮の中から 2 分野以上に
関係するもので、同一法人でない 3 者以上の福祉事業所（うち 1 者は福祉事業所を持た
ない民間企業や個人事業主等でもよい）が連携して行うイベントであること。
5. 福祉事業所に関しては、以下の同圏域内の事業所間で行うこと。
北圏域：生駒北中学校区、鹿ノ台中学校区、上中学校区
中圏域：光明中学校区、生駒中学校区
南圏域：緑ヶ丘中学校区、生駒南中学校区、大瀬中学校区
（※ただし隣接する圏域であればこの限りではありません。）
6. 法令、条例等に違反したイベントでないこと。
7. 公の秩序又は善良の風俗を害するイベントでないこと。
8. 特定の者の利益のみを目的とするイベントでないこと。
9. 政治活動、宗教活動を目的としたイベントでないこと。
10. 本市又は国、地方公共団体から補助を受けている事業又は委託された事業でないこ
と。
11. 他の団体等への単なる補助となっているイベントでないこと。
12. 既存事業の単なる予算の付け替えにとどまるイベントでないこと。
13. その他交付要綱の趣旨に反するイベントでないこと。

◆採択基準

上記の前提要件を満たす採択候補について、以下に示す基準に基づいてイベント毎に評
価し、予算額の範囲内で採択を行う。

評価項目			
1	総合評価	基本的な考え方	重層的支援体制整備事業を推進する取組みであり、多世代他分野の事業所間、または地域とのつながりをもつことができる取組みであるか。
2	事業内容	(1) 重層的支援体制整備事業の推進	相談支援ができる体制を整えているか。 当該地区の地域資源に関する紹介を行っているか。 地域づくりやアウトリーチにつながりそうな情報を積極的に収集しているか。
		(2) 分野横断	同一法人でない複数の事業所や民間企業で、高齢・障がい・子どもなど多世代他分野のつながりがあり、分野間の相乗効果が期待できる企画であるか。
		(3) 新規性・独自性	創意工夫がなされ、地域課題を解決する独自の取組であるか。
		(4) 自律性・継続性	事業実施後のビジョンまで明確であり、補助終了後も継続が期待できる企画であるか。
		(5) 発展性	市民や他団体への波及効果が期待でき、事業実施後の相談支援や参加支援、又は地域資源の開発等につながる取組みであるか。
		(6) 市民の意識変容	広く市民が参加でき、参加者が地域や同じ境遇の方とのつながりをもち、必要な支援を受けながら、他の地域資源への参加を支援する企画であるか。
3	実・体制	(1) 多様性	相談支援事業者と、事業所、民間企業など多様な主体でのつながりをもち、多様な市民の参加を見込んでいるか。
		(2) 連携による相乗効果	主体どうしが連携することで、事業実施前よりもより幅広い相談支援体制や参加支援、また新たな地域資源につながる活動を行うことができると考えられるか。
4	事業費	経済性	経費の積算が妥当であり、費用対効果を考慮し、節減努力が見られるか

12. イベント実施にあたっての留意点

イベントの実施は代表団体の責任となります。適切な安全対策を実施するとともに、必要があれば保険に加入してください。実施の際に生じた事故・損害等に関して、市は一切責任を負いません。

13. 応募から補助金交付までの流れ

提出(令和7年1月末まで)・書類審査

↓ 約2週間

代表団体に「交付決定通知」を郵送・この日以降の支出が対象経費となる

↓

イベント開始→完了(令和7年2月末まで)

↓ 30日以内

実績報告(令和7年2月末まで)

↓

代表団体へ補助金交付